

## 睡眠環境・寝具指導士認定委員会会則

### 第1条（趣旨）

この会則は、睡眠環境・寝具指導士資格制度規程（以下「規程」という。）第13条第2項による睡眠環境・寝具指導士認定委員会（以下「認定委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

### 第2条（目的）

認定委員会は、睡眠環境・寝具指導士資格制度（以下「資格制度」という。）に関する重要事項を審議し、睡眠環境・寝具指導士資格試験（以下「認定試験」という。）を適正かつ公正に実施することを目的として設置する。

### 第3条（組織及び委員の選任等）

認定委員会は、委員12名程度で組織する。

- 2 委員は、学識経験者並びに一般財団法人日本ふとん協会、全日本寝具寝装品協会が推薦する者で構成する。
- 3 委員の委嘱は、一般財団法人日本ふとん協会理事長並びに全日本寝具寝装品協会会長（以下「会長」という。）が連名で行う。
- 4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期内に委員が交代した場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に必要な助言を行うためオブザーバーを設置することができる。
- 6 オブザーバーは、学識経験者等から会長が選任し、委嘱する。
- 7 オブザーバーの任期は、委員に準ずる。

### 第4条（委員長）

認定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、認定委員会の職務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職を代理する。

### 第5条（委員の解任）

会長は、委員が次のいずれかに該当する場合は、その委員を解任する。

- (1) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (3) 委員から辞任の申し出があったとき

### 第6条（認定委員会の職務）

認定委員会は、第2条の目的を達成するため、会長の諮問に応じ以下の職務を担う。

- (1) 資格制度の運営に関する重要事項の審議
- (2) 認定試験の学科試験問題及び採点基準の審議、承認
- (3) 認定試験の合否判定基準の審議、承認

#### 第7条（会議及び議決）

認定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

#### 第8条（事務局）

認定委員会の事務局は東京都に置く。

#### 第9条（雑則）

この会則に定めるもののほか、認定委員会の運営に関して必要な事項については、委員長が定める。

#### 附則

この会則は、平成25年5月8日より適用する。